

山口市リフト付き自動車改造等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 身体障がい者が車いすに乗ったままで自動車を乗降できるよう、自動車をリフト付き若しくは超低床に改造する費用又はリフト付き若しくは超低床に改造された自動車を購入する費用を助成することにより、身体障がい者を介助する者の負担軽減を図るとともに身体障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、重度の下肢機能障害又は体幹機能障害により車いす等を使用しなければ外出が困難な身体障がい者本人又はその身体障がい者と生計を同一にする者（以下「障がい者等」という。）であって、次の要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する身体障害者手帳2級以上の下肢機能障害若しくは3級以上の体幹機能障害又は脳原性移動機能障害を持つ在宅身体障がい者がいる世帯。
- (2) 障がい者等のいる世帯の前年の市民税が非課税であること。
- (3) 過去にこの事業を利用している場合は、利用の決定から7年以上を経過していること。

(申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書を提出しなければならない。

(決定及び通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに事業の利用の可否の決定を行い、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(対象経費及び限度額)

第6条 事業の対象経費は、自動車の改造又は購入に要する経費とし、助成限度額は20万円とする。

2 車両の購入の場合は、改造の無い同型車購入費との差額を対象経

費とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の前日までに、合併前の山口市リフト付き自動車改造等助成事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。